

**令和6年2月4日執行予定京都市長選挙に係る啓発事業の
統一デザイン及び啓発物品、版下データ等の作成業務受託事業者募集に係る質疑及び回答**

京都市選挙管理委員会事務局

	質疑	回答
1	仕様書「4 業務内容」の(1)～(7)の項目以外に、統一デザインを使用した物品・PR等盛り込むことは可能か。	(1)～(7)の製作のうえ、当該選挙の効果的な周知のため、追加の物品等をご提案いただくことは差し支えございません。 しかし、統一デザインを使用した追加の物品等につきましては、別途募集している「啓発事業の企画・運営業務受託事業者募集」において提案されるものと理解しております。 製作費用が本プロポザールの予算内に収まるようであれば製作いただくことは可能ですが、その場合、追加した物品に要する経費は分かるように提示してください。
2	仕様書「4 業務内容」(3)オのカウンターポップの過去製作された実物の写真をご提供いただくことは可能か。 また、同等品での納品は可能か？	今回の仕様の参考とした、京都府選挙管理委員会事務局作成のカウンターポップ写真を提供いたします。 素材が異なるのは許容しますが、同じ形状での製作をお願いします。 (10/27 補足) なお、安定した設置ができるのであれば、自在パーツの高さ及び立台の形状や直径を変更することは可とします。
3	(10/27 追加) 仕様書「4 業務内容」(6)イの啓発用紙袋(大・小)につき、指定された素材が廃版等の理由により確保が困難な場合は、同等品での納品は可能か。	指定の素材等の確保が一般に困難であり、かつ同等の強度や耐水性等が担保されるのであれば、同等品での納品は可能とします。